

松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」へのバナー広告募集について

一般社団法人松本観光コンベンション協会では、松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」に掲載するバナー広告を募集します。企業・店舗・サービスの PR、来訪者への情報提供、地域内消費の促進にご活用ください。

■ 1 ホームページ「松本旅のしらべ」アクセス数

区分	アクセス数
月平均 (ページビュー数)	約 280,000 件 (集計期間：令和 8 年 5 月～令和 8 年 8 月)
繁忙期平均 (ページビュー数)	約 387,000 件 (集計期間：令和 8 年 7 月～令和 8 年 8 月)
備考	Google Analytics 等の管理画面により、毎年度更新する。

■ 2 広告の位置

トップページ下部の広告スペースに掲載します。詳細は別紙 1 の「**広告掲載位置イメージ**」のとおりです。

■ 3 広告の枠数

10～15 枠程度。申込数が枠数を超える場合は、広告掲載要綱に基づき選定します。

■ 4 広告の募集対象

広告掲載は、下記の順に優先して決定します。

優先順位	募集対象
第 1 順位	一般社団法人松本観光コンベンション協会の会員
第 2 順位	松本市内及び周辺地域において観光関連事業を営む者、その関連事業者、又はその組織する団体で、協会が適当と認める者

■ 5 広告掲載期間

令和 8 年 12 月 22 日 (火) (初回募集特典 1 週間追加) から令和 9 年 3 月 31 日 (金) まで。原則として 3 か月単位とします。なお、上記期間を超える申込みも可能です。

■ 6 広告掲載料（広告オープン記念特別価格）

区分	掲載料（税込）	計算方法
協会会員	33,000 円／1 枠・3 か月	月額 10,000 円×3 か月×1.1
その他の者	66,000 円／1 枠・3 か月	月額 20,000 円×3 か月×1.1
備考	1 か月単位で掲載を認める場合は、会員 11,000 円／月、その他 22,000 円／月を目安とする。	掲載料は、募集年度・運用状況により見直す場合がある。

■ 7 募集期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 10 月 14 日（水）まで。

■ 8 掲載までのスケジュール

時期	内容
令和 8 年 9 月 15 日（火）	募集開始
令和 8 年 10 月 14 日（水）	募集締切（電子メール。押印不要。）
令和 8 年 10 月 21 日（水）頃	広告掲載可否・掲載位置等の決定、掲載通知発送
令和 8 年 11 月 20 日（金）	広告データ提出期限
令和 8 年 12 月 22 日（火）	掲載開始

■ 9 広告データの規格

項目	内容
大きさ	縦 160 ピクセル×横 320 ピクセル（予定。サイト仕様により調整する場合があります。）
形式	GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG
データ容量	100KB 以下を目安
リンク先	広告主の公式ホームページ、予約ページ、商品・サービス紹介ページ等
その他	公式情報と誤認されない表現とし、「広告」「PR」の表示を行います。

協会が広告の資料をもらい、代行作成（有料サービス）も可能です。

■ 10 その他

詳細は別紙 2、3 の「一般社団法人松本観光コンベンション協会ホームページ広告掲載要綱」及び「一般社団法

人松本観光コンベンション協会ホームページ広告掲載基準」によります。

■ 11 申込方法・問合せ先

申込方法

- ・別紙 4 の「**ホームページ広告掲載申込書**」に必要事項を記入のうえ、**メール**でご提出ください。
- ・申込多数の場合は、会員優先、掲載希望期間、広告掲載基準への適合性等を踏まえて決定します。
- ・広告原稿の作成費用は広告主のご負担となります。提出後、内容確認のうえ修正をお願いする場合があります。
- ・掲載可否・掲載位置等は、募集締切後に当協会よりご連絡します。

問合せ先

項目	内容
団体名	一般社団法人 松本観光コンベンション協会
所在地	〒390-0873 長野県松本市丸の内 4 番 18 号
E-mail	j.ha@matsumoto-tca.or.jp
担当	河 鎮龍

広告掲載位置イメージ

広告は、トップページ下部の広告スペースに掲載します。PC 表示時は 5 列 2~3 段、スマートフォン表示時は 2 列 5~8 段を基本とし、実際の表示はサイト制作・運用環境に合わせて調整します。

【PC 表示時】

広告スペース（10~15 枠／5 列 2~3 段）

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

【スマートフォン表示時】

広告スペース（10~15 枠／2 列 5~8 段）

1	2
3	4
5	6
7	8
9	10

掲載位置・サイズ・表示順は、サイトデザイン、スマートフォン表示、アクセシビリティ、読み込み速度等を確認のうえ、協会が最終決定します。広告枠数を超える申込みがある場合は、広告掲載要綱に基づき選定します。

パソコン上のイメージ



携帯上のイメージ



一般社団法人松本観光コンベンション協会

ホームページ広告掲載要綱

対象：松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」

（目的）

第 1 条 この要綱は、一般社団法人松本観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が運営する松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」（以下「本サイト」という。）への広告掲載に関し、本サイトの公共性、信頼性及び利用者の利便性を確保しながら、広告料を協会収入として受け入れ、松本市及び周辺地域の観光振興、地域経済の活性化並びに本サイトの持続的な運営に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 広告 本サイト上に文字又は画像で表示され、広告主が指定するウェブサイト等にリンクする有料の情報をいう。
- (2) 広告主 広告の内容及びリンク先で表示又は提供される商品、役務その他の情報の主体となる者をいう。
- (3) 申込者 広告掲載を申し込む広告主又は広告主から権限を付与された広告代理店その他の代理人をいう。
- (4) 広告掲載基準 広告主、広告内容、表示方法及びリンク先の適否を審査するため、協会が別に定める基準をいう。
- (5) 募集要項 掲載年度又は募集回ごとの広告枠、規格、広告料、募集期間、提出期限その他の条件を定める文書をいう。

（関係規程等との関係）

第 3 条 広告掲載は、法令等、この要綱、広告掲載基準及び募集要項に従って行う。

- 2 協会は、松本市公式観光サイトの公共性、品位及び信頼性を確保するため、松本市広告取扱要綱、松本市広告掲載基準その他の公的広告媒体に関する基準を審査上の参照基準として取り扱う。
- 3 松本市の関係規程は審査上の参照基準であり、広告の募集、掲載・不掲載、停止、取消し及び返金は協会が決定する。
- 4 申込者及び広告主は、広告掲載の申込みをした時点で、この要綱、広告掲載基準及び募集要項に同意したものとする。

（広告の種類）

第 4 条 掲載する広告は、原則としてバナー広告とする。協会は、本サイトの機能及び利用者の利便性を損なわない範囲で、募集要項によりその他の広告形式を定めることができる。

（広告であることの明示及び編集上の独立）

第 5 条 協会は、広告掲載枠に「広告」、「PR」その他広告であることが明確に分かる表示を付し、本サイトの編集記事、観光案内、検索結果その他の非広告情報と区別する。

- 2 広告掲載は、松本市又は協会が広告主、商品若しくは役務を推奨し、保証し、又は認定することを意味しない。
- 3 広告掲載の有無又は広告料の額は、本サイトにおける編集記事、施設情報、検索順位、評価その他の非広告情報の取扱いに影響を与えない。

（広告掲載の対象者）

第 6 条 広告を掲載することができる者は、協会会員又は松本市内及び募集要項で定める周辺地域において観光関連事業若しくはこれに関連する事業を営む者若しくはその組織する団体で、協会が本サイトの目的に適合すると認めるものとする。

- 2 広告代理店等が申込みを行う場合は、広告主から委任を受けていること及び実際の広告主を明示しなければならない。協会が別に認める場合を除き、広告主及び当該広告代理店等は、この要綱に基づく義務について連帯して責任を負う。

（広告主の制限）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者

- (2) 事業に必要な許可、認可、登録、届出その他の資格を欠く者
- (3) 市区町村税その他の公租公課に重大な滞納があり、正当な理由なく解消していない者
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成 24 年松本市条例第 3 号）に定める暴力団、暴力団員又は暴力団関係者その他これらに準ずる者
- (5) 破産、民事再生、会社更生その他これらに類する手続中で、広告主としての信用性を欠くと協会が認める者
- (6) 行政処分、行政指導又は重大な消費者被害等について、必要な改善が確認できない者
- (7) 偽りその他不正な手段で申込みを行い、又は過去にこの要綱等への重大な違反があった者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公式観光サイトの広告主として適当でないと協会が認める者

（掲載の対象としない広告）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する広告又はリンク先は、掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害し、若しくは犯罪を助長するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損、誹謗中傷又は第三者の排斥につながるもの
- (4) 政党、政治団体、候補者、選挙運動、宗教上の布教又は特定の思想若しくは社会的主張を主目的とするもの
- (5) 青少年の健全育成を阻害し、又は閲覧者に著しい不安、不快感若しくは危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 虚偽、誇大、根拠のない優良若しくは有利表示、誤認を招く比較、又は重要な条件の不表示を含むもの
- (7) 広告主、広告目的、責任の所在又は取引条件が不明確なもの
- (8) 松本市若しくは協会の事業、通知、認定若しくは推奨であるかのような誤認を与えるもの
- (9) 著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 偽のボタン、警告表示、ダウンロード表示等により、閲覧者の操作を誤らせるもの

- (11) 不正な情報収集、フィッシング、マルウェア、無断ダウンロードその他情報セキュリティ上の危険を伴うもの
- (12) 広告掲載基準に適合しないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本サイトの公共性、品位又は信頼性を損なうと協会が認めるもの

(法令上の表示規制等)

第 9 条 医療、健康、美容、食品、酒類、旅行、宿泊、金融、投資その他法令により広告又は表示が規制される商品若しくは役務の広告主は、必要な許可、資格、表示及び根拠資料を備え、関係法令及び業界の自主基準を遵守しなければならない。

2 協会は、審査に必要な範囲で、前項の許可証、表示根拠、権利処理資料その他の資料の提出を求めることができる。

(広告の規格等)

第 10 条 広告の掲載位置、枠数、大きさ、データ容量、画像形式、表示方法、広告料その他の仕様は、募集要項で定める。

2 協会は、本サイトの改修、端末別表示、アクセシビリティ又はセキュリティ上の必要により仕様を変更することができる。この場合、既に掲載を決定した広告については、広告主と協議の上、できる限り同等の視認性を確保する。

(掲載期間)

第 11 条 広告の掲載期間は 3 か月単位とし、申込期間は原則として連続 3 か月以上とする。ただし、広告枠の空き状況その他の事情により協会が認める場合は、この限りでない。

2 掲載開始日は原則として月の初日（初回の募集は例外にする）、掲載終了日は当該掲載期間の最終月の末日とする。

3 掲載期間の更新は妨げない。ただし、更新は自動ではなく、新たな申込み及び審査を要する。

(募集)

第 12 条 広告の募集は、協会ホームページ、本サイト、会員向け案内その他協会が適当と認める方法により行う。

2 協会は、広告枠を新設したとき又は空きが生じたときは、追加募集を行うことができる。

3 協会は、本サイトの構成、事業計画その他の事情により、募集枠又は募集期間を限定し、募集を延期し、又は取りやめることができる。

(申込み)

第 13 条 広告掲載を希望する者は、協会が指定する日までに、ホームページ広告掲載申込書に次に掲げる資料を添えて、電子メール、その他協会が認める方法により申し込まなければならない。

- (1) 広告原稿案（下書きで良い）、リンク先 URL
- (2) 広告主の事業内容が分かる資料
- (3) 許可、認可、登録、届出等を要する事業については、その事実を確認できる資料
- (4) 広告代理店等が申し込む場合は、委任関係を確認できる資料
- (5) 反社会的勢力への非該当、権利処理、法令遵守、申込内容の真実性その他協会が定める事項に関する誓約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会が審査上必要と認める資料

2 協会は、必要に応じ、市区町村税等に滞納がないことを確認する資料の提出を求めることができる。

3 申込内容又は添付資料に不足があり、指定する期限までに補正されないときは、申込みがなかったものとして取り扱うことができる。

(審査)

第 14 条 協会は、申込みを受けたときは、広告主、広告内容、デザイン、リンク先、本サイトとの関連性その他必要な事項を審査する。

2 協会は、公式観光サイトとしての公共性又は市との協定等に照らして必要があるときは、松本市の担当課その他の関係者に意見を求め、又は協議することができる。

3 前項により意見を求め、又は協議した場合も、掲載の可否その他広告掲載に関する決定は協会が行う。

4 協会は、審査のため必要があると認めるときは、申込者に説明、資料の提出又は広告原稿若しくはリンク先の修正を求めることができる。

5 過去の掲載実績又は審査通過は、将来の掲載を保証するものではない。

(掲載広告の選定)

第 15 条 同一期間の申込みが広告枠数を超える場合は、次に掲げる事項を順に考慮して掲載広告を選定する。

- (1) 協会会員であること
- (2) 本サイトの目的との適合性、観光客への有用性及び公共性
- (3) 松本市内に事業所又は主たる活動拠点を有すること
- (4) 連続する掲載希望月数が多いこと
- (5) 当該年度における掲載実績が少ないこと

2 前項の事項によっても優先順位を決定できない場合は、抽選その他の公正な方法により決定する。

3 協会は、選定の公正性を確認できるよう、審査及び抽選の経過を記録する。

(掲載の決定及び通知)

第 16 条 協会は、掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載（不掲載）通知書その他協会が認める方法により、申込者に通知する。

2 協会は、掲載の決定に条件を付すことができる。申込者が当該条件に同意しないときは、掲載の決定を辞退したものとみなす。

(広告原稿の作成及び提出)

第 17 条 広告主は、広告掲載基準及び募集要項に従い、自己の費用と責任において広告原稿を作成し、協会が指定する日までに提出する。

2 協会は、提出された広告原稿がこの要綱等に適合しないと認めるときは、修正を求めることができる。

3 広告原稿は、協会の最終確認を受けるまで掲載することができない。

(広告料及び納付)

第 18 条 広告料は募集要項で定め、消費税及び地方消費税の取扱いを明示する。

2 広告料は協会の収入として受け入れ、本サイトの運営、観光振興、地域経済の活性化その他協会の目的に沿う事業に充てる。

3 広告主は、協会が指定する日までに、広告料の全額を一括して前納しなければならない。

4 更新後の掲載には、更新時の募集要項に定める広告料を適用する。

（広告内容及びリンク先の変更）

第 19 条 広告主は、掲載期間が複数月にわたる場合、協会の承認を得て、原則として月単位で広告内容を変更することができる。

2 広告内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更希望日の 10 日前までに協会へ届け出て、変更後の原稿又は URL について審査を受けなければならない。

3 セキュリティ上の緊急事態その他やむを得ない事情があるときは、広告主は直ちに協会へ連絡し、その指示に従うものとする。

（掲載及び表示）

第 20 条 協会は、原則として掲載開始日までに広告を掲載し、掲載終了日又はその翌営業日までに広告を取り除く。

2 端末、ブラウザ、画面幅、通信環境、広告遮断機能その他閲覧者側の環境により、表示位置、表示寸法、色調又は表示の有無が異なることがある。

3 協会は、募集要項に明示した場合を除き、表示回数、クリック数、閲覧者数、取引成立その他の広告効果を保証しない。

（一時停止）

第 21 条 協会は、保守、システム更新、セキュリティ対応、災害、通信障害、外部サービスの停止その他やむを得ない事情により、広告の表示を一時停止することができる。

2 協会は、あらかじめ停止を予測できる場合は、その内容及び予定時間を広告主に通知するよう努める。

（掲載の取下げ）

第 22 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 取下げは、書面、電子メールその他協会が記録を保存できる方法により申し出なければならない。

3 広告主の都合による取下げについては、第 24 条に定める場合を除き、納付済みの広告料を返還しない。

（掲載の停止又は取消し）

第 23 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定後又は掲載開始後であっても、広告の表示を停止し、又は掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主、広告内容又はリンク先がこの要綱等に適合しないことが判明したとき
- (2) 申込内容に虚偽又は重要な事実の不記載があったとき
- (3) 指定する期限までに広告料を納付し、又は広告原稿若しくは必要資料を提出しないとき
- (4) リンク先が閲覧できず、内容が無断で変更され、又はセキュリティ上の危険が認められたとき
- (5) 広告主の信用を著しく損なう事実が生じ、本サイトの信頼性に影響を及ぼすおそれがあるとき
- (6) 松本市から公式観光サイトの公共性に関する具体的な指摘があり、協会が停止又は取消しを必要と認めたとき
- (7) 本サイトの廃止、改修その他広告掲載を継続できない事情が生じたとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に重大な支障があると協会が認めるとき

2 緊急の必要がある場合、協会は事前の通知又は弁明の機会を設けずに広告を停止できる。緊急性がない場合は、可能な範囲で申込者に説明又は是正の機会を与える。

3 広告主の責めに帰すべき事由により停止又は取消しとなった場合、納付済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還又は掲載期間の延長)

第 24 条 納付済みの広告料は、原則として返還しない。

2 協会の責めに帰すべき事由により広告が連続して 24 時間以上表示されなかった場合は、広告主と協議の上、相当日数の掲載期間を延長し、又は当該月の広告料を当該月の暦日数で除して得た額に表示できなかった日数を乗じた額を返還する。この場合、24 時間を 1 日として算定し、1 日未満及び 1 円未満の端数は切り捨てる。

3 協会の責めに帰すことができない事由による不表示について、協会は損害賠償の責任を負わない。ただし、不表示が連続して 7 日以上となった場合は、協会と広告主は、掲載期間の延長又は広告料の取扱いについて協議する。

(広告主の責任)

第 25 条 広告主は、広告、リンク先、商品、役務、表示内容、許認可、権利処理及び広告掲載に関する一切の事項について責任を負う。

- 2 広告主は、掲載期間中、リンク先を適法、安全かつ適切な状態に維持しなければならない。
- 3 広告掲載に関して第三者から請求、異議、苦情又は紛争が生じたときは、広告主の責任及び費用で解決し、協会又は松本市に損害が生じた場合はこれを賠償する。

（協会の免責及び責任の範囲）

第 26 条 広告掲載に関する契約の当事者は協会と広告主であり、松本市は当該契約の当事者とならない。

- 2 協会及び松本市は、広告主と閲覧者又は第三者との間の取引、契約、問い合わせ、苦情又は紛争について責任を負わない。
- 3 協会が広告主に対して負う損害賠償責任は、協会の故意又は重大な過失による場合を除き、直接かつ通常の損害に限り、その原因となった月について協会が受領した広告料を上限とする。逸失利益その他の間接損害は含まない。

（個人情報等の取扱い）

第 27 条 協会は、申込みにより取得した個人情報を、広告掲載に関する連絡、審査、本人確認、請求、運用管理、紛争対応その他本事業に必要な範囲で利用する。

- 2 協会は、法令及び協会の個人情報保護に関する規程に従い、取得した情報を適切に管理し、保存の必要がなくなったときは適切な方法で廃棄又は削除する。

（業務の委託）

第 28 条 協会は、広告の募集、受付、審査補助、請求、掲載作業その他の業務の全部又は一部を広告代理店、サイト運用事業者その他の第三者に委託することができる。

- 2 前項の場合、協会は、委託先にこの要綱等を遵守させ、必要な情報セキュリティ及び個人情報保護措置を講じさせる。
- 3 業務を委託した場合も、掲載の可否、停止、取消し、返金その他広告掲載に関する最終決定及び委託先の監督責任は、協会が負う。

（準拠法及び裁判管轄）

第 29 条 広告掲載に関する法律関係には日本法を適用する。

2 広告掲載に関して訴訟の必要が生じた場合は、長野地方裁判所松本支部又は松本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議及び補則）

第 30 条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協会と広告主は誠意をもって協議し、解決を図る。

2 この要綱の実施に必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、協会が別に定める日から施行する。

施行日及び協会内の決裁根拠は、定款、理事会規程その他の権限規程に従って確定する。

一般社団法人松本観光コンベンション協会

ホームページ広告掲載基準

対象：松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」

（趣旨）

第1条 この基準は、一般社団法人松本観光コンベンション協会ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告主、広告内容、表示方法及びリンク先の審査に必要な具体的事項を定める。

（審査の基本）

第2条 広告は、公式観光サイトに掲載する情報として社会的信用性を備え、利用者にとって広告であること及び責任の所在が明確なものでなければならない。

2 審査は、文言のみを形式的に判断するのではなく、関係法令、公共性、公益性、観光客への影響、社会通念及び当該時点の社会経済状況を踏まえて行う。

（掲載しない業種又は事業）

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業に係る広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類するもの
- (2) 違法又は過度な射幸性を伴う賭博、ギャンブルその他これらに類するもの
- (3) 無登録の貸金、投資勧誘、暗号資産、商品先物その他金融上の重大な危険を適切に表示しないもの
- (4) 連鎖販売取引、悪質な情報商材その他消費者被害が多発し、又は取引条件が不透明なもの
- (5) 法的根拠のない医療類似行為又は無許可の医薬品、医療機器若しくは健康商品を扱うもの
- (6) 興信所、探偵、債権取立て、示談引受けその他公式観光サイトへの掲載になじまないもの
- (7) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (8) 必要な許認可を受けずに事業を行うもの

- (9) 重大な法令違反、行政処分又は消費者被害について改善が確認できないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本サイトの公共性又は信頼性を損なうおそれがあるもの

(表示内容)

第 4 条 広告には、少なくとも一般に理解できる広告主の名称を表示する。リンク先には、広告主の正式名称、所在地、連絡先、商品又は役務の主要な取引条件及び法令上必要な表示を掲載する。

2 価格、割引、期間、数量、実績、順位、比較、口コミ、体験談その他利用者の判断に影響する表示には、合理的な根拠及び適用条件を明示する。

3 松本市章、協会ロゴ、サイトの画面部品、通知表示その他公式情報と誤認される素材は、書面による許可なく使用してはならない。

(個別法令への適合)

第 5 条 医療、医薬品、医療機器、健康、美容、食品、酒類、旅行、宿泊、運送、金融、投資、通信販売その他個別法令の規制を受ける広告は、当該法令に基づく許可、表示、注意事項、取引条件及び広告制限に適合しなければならない。

2 酒類その他年齢制限を伴う商品又は役務は、未成年者又は対象年齢未満の者の利用を誘引しない表示とし、必要な年齢確認又は注意表示を行う。

3 協会は、専門的判断を要する場合、広告主の費用負担で弁護士、行政書士、業界団体その他の確認資料を求めることができる。

(デザイン及び操作)

第 6 条 広告は、募集要項で指定するサイズ、容量、形式、色及び解像度に従う。

2 点滅、急激な切替え、過度な動き、閲覧を妨げる高輝度表現、判読しにくい文字その他アクセシビリティを損なう表現は使用しない。

3 閉じる、再生、警告、入力欄、通知、ダウンロードその他の操作部品に見せかけた表現は使用しない。

4 協会が指定する代替テキストの作成に必要な広告主名及び内容説明を提出する。

(リンク先)

第 7 条 リンク先は、原則として暗号化通信に対応し、スマートフォンその他主要な閲覧環境で安全かつ適切に表示できるものでなければならない。

2 リンク先から、利用者の意思に反する自動転送、ポップアップ、アプリ起動、ファイルダウンロード又は個人情報を入力を直ちに求めてはならない。

3 個人情報を取得する場合は、利用目的、問い合わせ先、第三者提供その他法令上必要な事項を明示し、適切な安全管理措置を講じる。

4 広告主は、リンク先の内容を広告掲載期間中維持し、障害、改ざん、情報漏えい又は不正アクセス等を把握したときは、直ちに協会へ連絡する。

（権利処理）

第 8 条 広告主は、広告及びリンク先で使用する文章、画像、写真、動画、ロゴ、商標、人物、施設その他の素材について、著作権、商標権、肖像権、施設管理権その他必要な権利処理を完了していなければならない。

2 協会は、権利処理を確認するため、契約書、許諾書、素材の出典その他の資料の提出を求めることができる。

（掲載中の確認）

第 9 条 協会は、掲載期間中であっても、広告、広告主又はリンク先を随時確認できる。

2 この基準に適合しない事実又は安全上の問題が判明した場合は、要綱に基づき修正、停止又は取消しを行う。

（補則）

第 10 条 この基準に定めのない審査事項は、松本市広告掲載基準その他の公的広告媒体に関する基準を参照し、本サイトの性質に応じて協会が判断する。

ホームページ広告掲載申込書

一般社団法人松本観光コンベンション協会

令和 年 月 日

一般社団法人松本観光コンベンション協会

会長 様

下記のとおり、松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」への広告掲載を申し込みます。なお、申込みにあたり、一般社団法人松本観光コンベンション協会ホームページ広告掲載要綱及び同広告掲載基準を遵守することを誓約します。

■ 申込者

項目	記入欄
住所／所在地	〒
団体名・事業者名	
代表者氏名	
会員区分	☐ 協会会員 ☐ 非会員 ☐ その他（ ）
業種	☐ 宿泊 ☐ 飲食 ☐ 物産 ☐ 交通 ☐ 体験・ツアー ☐ 観光施設 ☐ その他（ ）

■ 1 リンク先ホームページの内容

項目	記入欄
内容	
URL	https://

■ 2 広告の内容

項目	記入欄
掲載希望枠数	枠
掲載希望期間	令和 8 年 12 月 22 日 ～ 令和 年 月 日
広告の内容	
広告データ	☐ 作成済み ☐ 作成中 ☐ 協会に依頼中 ☐ 協会提出期限までに提出予定
リンク先変更予定	☐ なし ☐ あり（内容： ）

■ 3 連絡先

項目	記入欄
担当者氏名	
部署・役職	
E-mail	

■ 4 添付資料

☐ 広告原稿案 ☐ 会社・団体概要 ☐ 商品・サービス資料 ☐ その他（ ）

■ 5 誓約・確認事項

確認事項	確認
広告原稿及びリンク先の内容について、申込者が一切の責任を負います。	☐
第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害しません。	☐
協会から修正又は確認の依頼があった場合、速やかに対応します。	☐
広告掲載要綱及び広告掲載基準を遵守します。	☐

■ 6 協会記入欄

項目	記入欄
受付日	令和 年 月 日
受付番号	
会員確認	☐ 会員 ☐ 非会員 ☐ 確認中
掲載可否	☐ 掲載可 ☐ 不掲載 ☐ 修正依頼
審査担当	
備考	